広島県教育委員会告示第一号

ことができる手続等)の一部を次のように改正する。 利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う 平成三十年広島県教育委員会告示第二号(広島県行政手続等における情報通信の技術の

令和五年一月五日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(略)	以 原規則第五十六号) 原規則第五十六号) 原規則第五十六号)	五号) 学金貸付条例(平成 十四年広島県条例第	教育職員免許状に関会規則第十二号)	十二号) (昭和三十二年広島 (昭和三十二年広島 (昭和三十二年広島) 広島県立高等学校通	(略) 等	(略) 改正
(略)	第二項及び第三項、第八条第四項並びに第十五条、第十三条、第十三条、第十四条第三項及び第四項並びに第十五条、第四項並びに第十五条、第四項がびに第十三条、第四項がびに第十三条、第四項がびに第十一条第三項及び第	第五条第一項	第五条第一項、第六条第一項、第六条第一項、第六条の二、第十二条第一項、第九条から第十一条まで、から第十一条まで、から第十二条第一項、第九条がの第十二条第一項及び第	(略)	(略) 条 項	後
(略)				(昭和三十二年広島 (昭和三十二年広島 県教育委員会規則第 十二号)	(略) 等	(略) 改正
(略)				(略)	(略)	前